三　国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）
四　国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）
五　国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））
六　皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）
七　法務省専門職員（人間科学）採用試験
八　外務省専門職員採用試験
九　財務専門官採用試験
十　国税専門官採用試験
十一　食品衛生監視員採用試験
十二　労働基準監督官採用試験
十三　航空管制官採用試験
十四　皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）
十五　刑務官採用試験
十六　入国警備官採用試験
十七　税務職員採用試験
十八　航空保安大学校学生採用試験
十九　海上保安大学校学生採用試験
二十　海上保安学校学生採用試験
二十一　気象大学校学生採用試験

2　前項に規定する採用試験の対象となる官職は、次の各号に掲げる採用試験の区分に応じ、当該各号に定める官職とする。ただし、特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で人事院が別に定めるものを除く。

一　総合職試験（前項第一号及び第二号に掲げる採用試験をいう。次条第一項において同じ。）係員の官職（法第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職（人事院が定めるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）その他これに準ずる官職として人事院が定めるもののうち、主として政策の企画立案等の高度の知識、技術又は経験を必要とする業務に従事することを職務とする官職

二　一般職試験（前項第三号から第五号までに掲げる採用試験をいう。次条第一項及び第五条第一項において同じ。）係員の官職その他これに準ずる官職として人事院が定めるもののうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職（次号に定める官職を除く。）

三　専門職試験（前項第六号から第二十一号までに掲げる採用試験をいう。次条第一項において同じ。）係員の官職のうち、次に掲げる採用試験の区分に応じ、それぞれに定める官職

イ　前項第六号及び第十四号に掲げる採用試験　皇宮護衛官の官職

ロ　前項第七号に掲げる採用試験　次に掲げる官職

(1)　少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職

(2)　法務教官の官職

(3)　保護観察その他更生保護に関する業務に従事することを職務とする官職

ハ　前項第八号に掲げる採用試験　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二条第五項に規定する外務職員で同項に規定する外交領事事務に従事するものの占める官職のうち、特定の地域若しくは分野に係る高度の専門的知識又は特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職

ニ　前項第九号に掲げる採用試験　財務局における主として国の予算及び決算、国有財産の管理及び処分並びに金融機関等の検査その他の監督に関する業務に従事することを職務とする官職

ホ　前項第十号及び第十七号に掲げる採用試験　内国税に関する調査若しくは検査又は内国税の賦課及び徴収の業務に従事することを職務とする官職

ヘ　前項第十一号に掲げる採用試験　検疫所における食品衛生監視員の業務に従事することを職務とする官職

ト　前項第十二号に掲げる採用試験　労働基準監督官の官職

チ　前項第十三号に掲げる採用試験　航空交通管制に関する業務に従事することを職務とする官職

リ　前項第十五号に掲げる採用試験　刑務官の官職

ヌ　前項第十六号に掲げる採用試験　入国警備官の官職

ル　前項第十八号に掲げる採用試験　航空保安大学校本科学生の官職

ヲ　前項第十九号に掲げる採用試験　海上保安大学校本科学生の官職

ワ　前項第二十号に掲げる採用試験　海上保安学校本科学生の官職

カ　前項第二十一号に掲げる採用試験　気象大学校大学部学生の官職

四　経験者採用試験　係員の官職その他これに準ずる官職より上位の職制上の段階に属する官職であって、採用試験ごとに人事院が定める特定の国の機関及び職制上の段階に属するもの又は特定の職制上の段階に属するもの

3　採用試験の試験機関（以下「試験機関」という。）は、次の各号に掲げる採用試験について、その内容が、それぞれ当該各号に定める者が能力及び適性を有するかどうかを判定するのにふさわしいものとなるようにしなければならない。

一　第一項第一号に掲げる採用試験　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院の修士課程（別表第三において単に「大学院の修士課程」という。）又は同法に基づく専門職大学院の課程（別表第三において単に「専門職大学院の課程」という。）を修了した者と同程度の知識、技術又はその他の能力を有する者

二　第一項第二号、第三号及び第六号から第十三号までに掲げる採用試験　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。別表第三において単に「大学」という。）を卒業した者と同程度の知識、技術又はその他の能力を有する者

三　第一項第四号、第五号及び第十四号から第二十一号までに掲げる採用試験　学校教育法に基づく高等学校（別表第三において単に「高等学校」という。）を卒業した者と同程度の知識、技術又はその他の能力を有する者

四　経験者採用試験　民間企業等における採用試験の対象となる官職の職務を遂行する上で有為な勤務経験等を有する者

4　人事院は、第二項（第四号を除く。）の規定により官職を定めた場合には、その官職を官報により告知しなければならない。

（採用試験の区分）

第四条　総合職試験、一般職試験及び専門職試験（前条第一項第七号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる採用試験に限る。）は、別表第一の区分試験欄に掲げる採用試験に区分する。

2　前項に掲げる採用試験のほか、経験者採用試験は、人事院の定める採用試験に区分することができる。

3　前二項の規定により区分された採用試験（以下「区分試験」という。）の対象となる官職は、第一項に定める場合にあっては別表第一の区分試験の対象となる官職欄に掲げる官職とし、前項に定める場合にあっては人事院が定める官職とする。

第五条　試験機関は、必要と認めるときは、一般職試験及び第三条第一項第十五号に掲げる採用試験の区分試験、同項第十七号に掲げる採用試験並びに経験者採用試験（前条第二項の規定により区分された場合にあっては、区分試験）をこれらの採用試験ごとに特定の地域に所在する官署又は特定独立行政法人の事務所に属する官職の群に応じた採用試験に区分することができる。